
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 3 号「企業結合」
事業を構成しない資産グループの取得**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 7 月 13 日に開催された第 15 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「前回の専門委員会」という。）においてご審議いただいた、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）による、事業を構成しない資産グループの取得に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている¹。

II. 背景

2. IFRS-IC は、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）において、事業を構成しない資産グループの取得を企業がどのように会計処理するのかという論点について、次の内容を含むアジェンダ決定案を公表している（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 2 に記載している）。
 - (1) グループの取引価格と識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計額との間に差異がある場合には、取引価格を配分する前に、このような差異が本当に存在するのかどうかを評価するため、最初にそれらの個々の公正価値の算定に使用した手続きが見直される。
 - (2) その後に、IFRS 第 3 号第 2 項(b)の合理的な読み方として、第 1 のアプローチ²又は第 2 のアプローチ³のうち、いずれかのアプローチが適用される。企業は自

¹ 前回の専門委員会で使用した資料の抜粋は別紙 3 に示している。

² 第 1 のアプローチを適用した場合、企業はグループの取得を次のように会計処理する。

- (1) 取得日に認識する個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を識別する。
- (2) 識別可能な資産及び負債のそれぞれについての個々の取引価格を、グループの原価を当該資産及び負債の取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分することによって決定する。
- (3) 識別可能な取得した資産及び引き受けた負債のそれぞれに適切な基準における当初測定の実務事項を適用する。企業は資産又は負債が当初測定される金額と個々の取引価格との差額を、関連する実務事項を適用して会計処理する。

³ 第 2 のアプローチを適用した場合、企業はグループの取得を次のように会計処理する。

- (1) まず、IFRS 第 3 号の第 2 項(b)に従って、取得日における資産グループ内の取得した資産及び引き受けた負債を識別して当初認識する。
- (2) 次に、他の基準が特定の資産又は負債の当初測定について具体的な定めを設けている場合には、当該定めに従って識別した資産又は負債の当初測定を行う。
- (3) 取得した資産グループの取引価格から(2)で決定された金額を控除した残額を、残りの識別

らの要求事項の読み方をこのような取得のすべてに整合的に適用する。

(3) IFRS-IC は、これらの2つのアプローチを適用した結果が、企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれるという証拠を得なかったため、当該論点を基準設定のアジェンダに追加しないことを[決定した]。

3. 前項のアジェンダ決定案に対し、当委員会事務局は、前回の専門委員会において、コメント・レターを提出することを提案していた。前回の専門委員会では当委員会事務局の提案に対し、次のように賛否両論の意見が聞かれた。

コメント・レターを提出することに反対する主な意見

- ・ アプローチ2は、多様化する実務のなかで生み出され、工夫されてきたアプローチであると認識しており、現時点において、IFRS 第3号の改正を伴ってまで、いずれか一方のアプローチに限定する必要はないのではないか。
- ・ アジェンダ決定案で示されるアプローチは通常は一つに絞られるべきという当委員会事務局の見解は理解できるものの、今回のアジェンダ決定案に関していえば、これまで様々な背景に基づいて、それぞれの取引の会計処理を検討してきた実務を考えると、フレキシブルな提案がされているという点で評価されるものではないか。
- ・ 理論的には第1のアプローチの方がより好ましいとは考えられるものの、実務において第2のアプローチに基づく会計処理が広く行われているという状況を鑑みると、現時点において、IFRS 第3号の中で本論点だけを取り上げて改正の議論をすることは難しいのではないか。

コメント・レターを提出することに賛成する主な意見

- ・ 実務上の柔軟性については尊重すべきとは考えられるが、本論点について理論的に検討する場合には第1のアプローチを採用することになると考えられるため、基準設定主体としての立場からは、アジェンダ決定以外のプロセスによる何らかの対応を求める旨のコメント・レターを提出することはよいのではないか。

4. また、アジェンダ決定案において、企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれる証拠を得なかったことを理由に、本論点を基準設定のアジェンダに追加しないと記載された点について、当委員会事務局が分析した内容については、主に次のような意見が聞かれた。

可能な資産及び負債に、その対応する公正価値に基づいて配分する。

- ・ IFRS-IC が当該結論に至るまでに行った分析が足りているのかという点については疑問が残るものの、そもそも第 2 のアプローチを採用する作成者が第 1 のアプローチとの比較を行って分析することは考えられないため、やむを得ないものと考えられる。
- ・ 当委員会事務局は、本論点について「重要な影響が生じる可能性が排除されていないような状況」にあるとしているが、そのような可能性は本論点に限らず、あらゆる場面で想定されるものであることから、コメント・レターを提出するのならば、本論点の重要性を分析した上でないと説得力のあるコメントができないのではないか。
- ・ IFRS-IC は、本論点は一般的には重要性がないものとして基準設定アジェンダに追加しないこととしているが、一般的な重要性は、アジェンダ決定の理由付けとしては比較的弱いものと考えられる。IFRS-IC がこの理由に頼らざるを得ないような論点であるとすれば、IASB における審議を提案することも考えられるのではないか。

5. 2017 年 7 月 28 日に開催された第 365 回企業会計基準委員会では、以下の意見が聞かれた。

第 365 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見

- ・ アジェンダ決定案で提示された 2 つのアプローチによれば、企業の選択によって当初認識時に純損益が認識される場合とそうでない場合が生じるという点で、本論点は重要性が高いと考えられる。
- ・ 公正価値にもさまざまなレベルがあり、相場価格を有する資産及び負債もあれば、公正価値に一定の幅を有する資産及び負債もある。第 1 のアプローチでは、これらをすべて同じように取扱うことにより、観察可能な公正価値を有する資産及び負債から当初認識時において純損益が発生することになるが、この取扱いには違和感がある。

III. 当委員会事務局の対応（案）

6. 我が国で実施したアウトリーチの結果（別紙 1）からは、我が国では本論点に該当する取引がほとんどみられないと認識しているが、前回の専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、次の内容をコメントすることが考えられるかどうか。

- (1) アジェンダ決定案の内容については賛否両論の意見が聞かれたこと
 - (2) 特に、IFRS-IC が基準設定アジェンダに追加しない理由を、「企業が報告する金額に重要な影響があると思込まれるという証拠を得なかったため」とする点については疑問であるとする意見が聞かれたこと
7. 前項を踏まえて作成したコメント・レターの文案を別紙に示している。

ディスカッション・ポイント

本論点におけるアジェンダ決定案に対するコメントの方向性（案）について、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以 上

(別紙1)

事業を構成しない資産グループの取得に関する
アウトリーチに対する当委員会からの回答

当委員会事務局は、事業を構成しない資産グループの取得について我が国における関係者に照会した結果として、各専門委員の皆様からいただいた回答を基に、IASB スタッフに対して次のとおり回答を行っている。

(質問 1) 本論点は、あなたの法域の実務において、よくみられるものですか。よくみられるものである場合には、それがどの程度かに関して定性的又は定量的な情報をご提供ください。

(回答 1) 我が国において、本論点が重要な検討対象となるような取引はほとんどみられなかった。

(質問 2) 本論点がよくみられるものである場合、最もよくみられる会計処理はどのような方法ですか。また、参照されている IFRS 基準書もご教示ください。

(回答 2) 我が国ではわずかな取引しかないものの、アプローチ 2-2 (すべての金融商品を公正価値で測定する。)により、取引価格を配分している事例が見受けられた。これは、金融商品は信頼性をもって測定できることから、この方法が取引の実態を示す実務的な方法であるという見解に基づいている。

(質問 3) (質問 2)でご回答いただいた方法以外の会計処理はみられますか。みられる場合、どのような方法ですか。参照されている IFRS 基準書とともにご教示ください。

(回答 3) 不動産 SPC の持分等の取得取引において、差額がすべて不動産に配分される事例も少しみられた。

これは、当該 SPC が事業に該当しないケースでは、通常、当該 SPC における識別可能資産の公正価値に占める金融資産の割合は小さいことが多く、また、差額の発生要因が不動産関連と想定し易いという状況に基づいている。

(質問 4) その他、本論点の分析に有用な情報をお持ちでしたらお寄せください。

(回答 4) 特になし。

2017年6月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

IFRS第3号「企業結合」——事業を構成しない資産グループの取得

委員会は、事業を構成しない資産グループの取得を企業がどのように会計処理するのかの明確化を求める要望を受けた。より具体的には、要望提出者は、下記の場合に、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債への取引価格の配分方法についての明確化を求めた。#

- a. 識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計が、取引価格と異なっており、かつ、
- b. 当該グループが、原価と原価以外の金額の両方で当初測定された識別可能な資産及び負債を含んでいる。

IFRS第3号の第2項(b)は、企業が資産グループの取得時に下記を行うことを要求している。

- a. 個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を識別して認識する。
- b. 当該グループの原価を個々の識別可能な資産及び負債にそれらの取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分する。

他のIFRS基準には、特定の資産及び負債についての当初測定の要求事項が含まれている（例えば、金融商品に対してはIFRS第9号「金融商品」及び投資不動産に対してはIAS第40号「投資不動産」）。

委員会は、企業が当初に、グループの取引価格と識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計額との間に差異がある可能性があると考えた場合には、取引価格を配分する前に、このような差異が本当に存在するのかどうかを評価するため、最初にそれらの個々の公正価値の算定に使用した手続を見直すと考えた。

委員会はそれから、グループの取得の会計処理についての2つの可能な方法を検討した。

第1のアプローチを適用した場合、企業はグループの取得を次のように会計処理する。

- a. 取得日に認識する個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を識別する。
- b. 識別可能な資産及び負債のそれぞれについての個々の取引価格を、グループの原価を当該資産及び負債の取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分することによって決定する。
- c. 識別可能な取得した資産及び引き受けた負債のそれぞれに適切な基準における当初測

定の要求事項を適用する。企業は資産又は負債が当初測定される金額と個々の取引価格との差額を、関連する要求事項を適用して会計処理する。

第2のアプローチを適用した場合、原価以外の金額で当初測定された識別可能な資産及び負債について、企業は当該資産又は負債を適用されるIFRS基準で定めている金額で当初測定する。企業はグループの取引価格から、原価以外の金額で当初測定された資産及び負債に配分された金額を除外し、残りの取引価格を残りの識別可能な資産及び負債にそれらの取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分する。

委員会は、事業を構成しない資産グループの取得に関するIFRS第3号の第2項(b)の要求事項の合理的な読み方は、このアジェンダ決定で示した2つのアプローチのいずれかとなると結論を下した。委員会は、企業は自らの要求事項の読み方をこのような取得のすべてに整合的に適用すると考えた。

分析を踏まえて、委員会は資産グループの取得に関するプロジェクトを基準設定アジェンダに追加すべきかどうかを検討した。委員会は、このアジェンダ決定に示した2つのアプローチを適用した結果が、企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれるという証拠を得なかった。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

(別紙3)

第 15 回 IFRS 適用課題対応専門委員会資料抜粋**I. 背景及び経緯**

1. IFRS-IC は、企業が事業に該当しない資産グループ（金融商品及び非金融商品の両方を含む。）について、これを構成する資産及び負債それぞれの公正価値の合計額とは異なる対価で取得した場合に、IFRS 第 3 号の第 2 項(b)における資産グループの取得原価の配分をどのように行うべきかを照会する要望書を受けとった。
2. IFRS 第 3 号の第 2 項(b)では、資産グループの取得原価の配分を、取得日における認識可能な個別の資産及び負債の公正価値に基づいて配分することとされている。

IFRS 第3号第2項

本基準は企業結合の定義を満たす取引又はその他の事象に適用される。本基準は次の取引には適用しない。

(b) 事業を構成しない資産又は資産グループの取得。そのような場合、取得企業は、識別可能な取得した個別の資産（IAS 第38号「無形資産」の無形資産の定義及び認識要件を満たす資産を含む）及び引き受けた負債を識別し、認識しなければならない。グループの取得原価は、購入日における対応する公正価値に基づいて、認識可能な個別の資産及び負債に配分しなければならない。当該取引又は事象によりのれんは発生しない。

3. 一方、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では、企業は、当初認識時に、金融資産又は金融負債を公正価値で測定しなければならないとされている。

IFRS 第9号5.1.1項

5.1.3項の範囲に含まれる営業債権を除き、当初認識時に、企業は、金融資産又は金融負債を公正価値で測定しなければならない。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産又は金融負債の場合には、金融資産の取得又は金融負債の発行に直接起因する取引コストを加算又は減算する。

4. 要望書の提出者は、このような取引については、IFRS 第 3 号及び IFRS 第 9 号の適用関係が潜在的に競合していると考えたことから、考えられる見解を次のように示したうえで、どの基準が優先されるのかを IFRS-IC に質問している。

- (1) 見解 1：IFRS 第 3 号と IFRS 第 9 号を両方とも適用する。

- (2) 見解 2：観察可能な公正価値を有する金融商品についてのみ IFRS 第 9 号を優先して適用する。
- (3) 見解 3：すべての金融商品を公正価値で測定する。
5. 要望書では、事実と状況により異なるアプローチが適切となる可能性があるとする見解 4 も提案されている。
6. 見解 1 では、企業はまず IFRS 第 3 号を適用して、取得した資産グループにおける個々の識別可能な資産及び負債に対し、対応する公正価値に基づいて取引価格を配分する。次に、IFRS 第 9 号の 5.1.1 項を適用して、それぞれの金融商品を当初測定する。配分された取引価格が資産グループを構成する取得された金融商品の公正価値と異なる場合には、IFRS 第 9 号の B5.1.2A 項を適用するとしている。

IFRS 第9号 B5.1.2A 項（強調は事務局追加）

当初認識時の金融商品の公正価値の最善の証拠は、通常は取引価格（すなわち、手放した対価又は受け取った対価の公正価値、IFRS第13号も参照）である。当初認識時の公正価値が 5.1.1A項で述べたように取引価格と異なると企業が判断する場合には、企業は当該金融商品を当該日において次のように会計処理しなければならない。

- (a) その公正価値が同一の資産又は負債についての活発な市場における相場価格（すなわち、レベル1のインプット）の証拠がある場合、又は観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法に基づいている場合には、5.1.1項で要求している測定で会計処理する。企業は、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を利得又は損失として認識しなければならない。
- (b) 他のすべての場合には、5.1.1項で要求している測定を、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整した額で会計処理する。当初認識後、企業は、資産又は損失として繰り延べた差額を、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを行う場合の考慮に入れるであろう要因（時間を含む）の変化から生じている範囲でのみ、認識しなければならない。

7. 見解 2 では、企業はまず IFRS 第 9 号の B5.1.2A 項(a)に示されている観察可能な公正価値を有する金融商品を測定する。次に、企業は取引価格の残額を、残存する識別可能な金融商品並びに非金融資産及び負債に対し、対応する公正価値に基づいて配分する。要望書の提出者は、このアプローチを適用すれば、金融商品の当初認識時に公正価値と取引価格との差額を利得又は損失として認識することはないと述べている。
8. 見解 3 では、企業はまずすべての金融商品を公正価値で測定し、次に取引価格の残額を、残存する識別可能な非金融資産及び負債に対し、対応する公正価値に基づいて配

分する。要望書の提出者は、見解 2 と同様に、このアプローチを適用すれば、金融資産の当初認識時に公正価値と取引価格との差額を利得又は損失として認識することはないと述べている。

II. 2017 年 6 月の IFRS-IC 会議における議論

アウトリーチの結果

9. IASB スタッフが、各法域の関係者に対し、アウトリーチを行った結果は次のとおりであった。
- (1) 当該取引について、一般的なものとする回答者とそうでないとする回答者の割合はほぼ半々であった⁴。ある回答者は通常、資産の取得時における取引価格と取得した資産及び負債の公正価値の合計との差額は重要ではないと述べた。
 - (2) 回答者によると、このような取引は不動産業界で最もよく見受けられ、その他、銀行融資等に対応する単一資産投資不動産事業体 (single-asset investment property entities) や採掘産業等で発生するとされた。
 - (3) このような取引は IASB が IFRS 第 3 号の事業の定義に関する修正案を最終化した後に増加する可能性があるとして述べた回答者もいた。提案されている定義を適用すると、現在の定義において事業の取得とされている取引のうち資産グループの取得になる可能性がある取引が存在するからである。
 - (4) 回答者は、実務では見解 1 も見解 3 もともにみられるが、見解 3 が支配的な取扱いであるとコメントしている。見解 2 がみられるとした回答者は 1 人のみであった。
 - (5) ある回答者は、会計処理は差額の発生する原因によるとした。例えば、見積りの不確実性によって生じる差額は、識別可能な資産及び負債の公正価値の再評価の必要性や根本的な経済的理由を示す場合もある。
 - (6) ある回答者は未使用の税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産を含む非金融資産及び負債のグループからも同様の疑問が生じるとした。そのような繰延税金資産に対する IAS 第 12 号「法人所得税」における当初測定 of 要求事項は、取得したグループ内の識別可能な資産及び負債に対応する公正価値に基づいた

⁴ 一般的なものであるとしたのはオーストラリア、カナダ、フランス、香港及びノルウェー、一般的なものでないとしたのはドイツ、ベルギー及び日本である。

原価による測定とは異なる。

IASB スタッフの分析

10. IASB スタッフは、まず、IFRS 第 3 号の第 2 項(b)について、次のような分析を示し、本資料の第 4 項にあげられた見解のうち、「見解 1 (以下「第 1 のアプローチ」という。))」を支持する考えを示した。

- (1) IFRS 第 3 号の第 2 項(b)は資産及び負債を識別し、個々の取引価格を決定することについて定めるものであり、当初測定 of 要求事項を定めるものではない。従って、他の当初測定を定める基準 (IFRS 第 9 号など) との競合は存在せず、資産グループ内の識別可能な資産及び負債に対しては双方の定めが適用されることになる。
- (2) この見解によれば、原価以外の金額で当初測定された資産及び負債を当初認識する際に、利得又は損失が生じることはありうる。IASB スタッフは、これは (IFRS 第 9 号や IAS 第 41 号「農業」⁵のような) IFRS 基準で要求されていることであり、不適切なものであるとは考えていない。また、IASB スタッフは、割安購入益を認識する場合⁶と同様に、企業が資産グループに含まれる資産及び負債の個々の公正価値を決定するために使用した手続きを見直すことにより、差額はなくなるか、より小さいものとなると考えている。

11. 次に、スタッフは IFRS 第 3 号の第 2 項(b)を当初測定の方法を定めていると読む場合には、IFRS 第 9 号などの他の基準との競合が生じうるとし、「代替的な見解 (以下「第 2 のアプローチ」という。))」として、次の方法を示した。

- (1) 企業はまず、IFRS 第 3 号の第 2 項(b)に従って、取得日における資産グループ内の取得した資産及び引き受けた負債を識別して当初認識する。

⁵ IAS 第 41 号は、生物資産について、売却コスト控除後の公正価値で当初測定し、取得原価との差額は発生した期の純損益に含めることを求めている。

⁶ IFRS 第 3 号第 36 項

「割安購入益を認識する前に、取得企業は、取得したすべての資産及び引き受けたすべての負債を正しく識別しているかどうか再検討し、当該レビューで識別したすべての追加的資産又は負債を認識しなければならない。次に、取得企業は、次の項目すべてについて、本基準が取得日時時点で認識を求めている金額を測定するのに用いた手続きをレビューしなければならない。

- (a) 取得した識別可能な資産及び引き受けた負債
- (b) 被取得企業の非支配持分
- (c) 段階的に達成された企業結合の場合、取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分
- (d) 移転された対価

このレビューの目的は、これらの測定が、取得日時点のすべての入手可能な情報の考慮を適切に反映していることを確かめることにある。」

- (2) 次に、他の基準が特定の資産又は負債の当初測定について具体的な定めを設けている場合には、当該定めに従って識別した資産又は負債の当初測定を行う。
- (3) 取得した資産グループの取引価格から(2)で決定された金額を控除した残額を、残りの識別可能な資産及び負債に、その対応する公正価値に基づいて配分する。
12. IASB スタッフは、第2のアプローチは、識別可能な資産及び負債が金融商品しかないような場合には、本資料の第8項で示した見解3と同様の結果になるとしている。ただし、取得した資産グループに金融商品が含まれる場合に他の取得した資産及び負債と別個の取扱いを設けるように定めるIFRS基準の定めはないと考えている。
13. IASB スタッフは、第2のアプローチからもたらされる結果の問題点について、識別可能な資産で構成される資産グループをCU330で取得した場合の例を、図表1に示すシナリオを用いて説明している。
14. シナリオAでは、企業はCU330の取引価格を図表2のように配分する。IASB スタッフは、このような場合に生物資産及び金融資産に対しては公正価値の金額が取引価格として配分される一方で、有形固定資産については、その公正価値がいくらの場合であっても取引価格の配分額はゼロとなることを指摘している。
15. シナリオBでは、資産グループの取得原価CU330に対し、生物資産及び金融資産の公正価値の合計額CU350の方が大きいいため、差額のCU20をどのように配分するかを決定する必要が生じることから、生物資産及び金融資産それぞれに対する取引価格の配分額は当該資産の公正価値にはならない点がシナリオAと異なる。
16. IASB スタッフは、資産グループに取得原価で測定される他の資産が含まれる場合(シナリオA)では金融資産及び生物資産に対してそれぞれの公正価値の金額が配分される一方で、資産グループに金融資産及び生物資産のみが含まれる場合(シナリオB)では配分額は公正価値の金額とはならない点を指摘している。

図表1 IASBスタッフが使用したシナリオ（第2のアプローチ）

次の資産グループを CU330 で取得する。

(単位：CU)

取得したグループに含まれる識別可能な資産	シナリオ A 公正価値	シナリオ B 公正価値
有形固定資産 ⁷	20	-
生物資産	280	300
金融資産	50	50
識別可能な資産の公正価値の合計額	350	350

図表2 IASBスタッフが使用したシナリオ（シナリオ A）

(単位：CU)

識別可能な資産	配分類	説明
有形固定資産	-	※
生物資産	280	公正価値（当初測定額）を配分
金融資産	50	公正価値（当初測定額）を配分
資産グループの取得原価	330	

※資産グループの取得原価から生物資産及び金融資産に配分された額を控除した残額を配分する。有形固定資産の公正価値の金額にかかわらず、有形固定資産に対する配分類はゼロとなる。

17. IASB スタッフは、IFRS 第3号の第2項(b)以外の追加的な要求事項又は説明なしに、第1のアプローチが唯一の読み方であると結論付けることはできないと考えた。従って、もし、企業が報告する額に対し、この問題が重大な影響を与えることが見込まれるならば、IFRS 第3号を変更する必要があると結論付けた。
18. しかし、IASB スタッフは、企業が報告する額に対し、この問題が重要な影響を有するという証拠を得るまでには至らなかった。第三者との取引を前提とすると、識別可能な個々の資産及び負債の公正価値の合計額が資産グループの取引価格を大きく異なるようなケースはそれほど多くはないのではないかと考えた。また、上述した割安購入

⁷ IAS 第16号「有形固定資産」は、有形固定資産について、取得価額で当初測定することを求めている。

益を認識する場合と同様の手続きの見直しを行うことにより、差額はより小さくなるものと考えた。

19. これらを踏まえ、IASB スタッフは以下の提案を行った。
 - (1) 資産グループの取得の会計処理を行う際に考え得るアプローチを、第 1 のアプローチ及び第 2 のアプローチに絞ること
 - (2) 企業が報告する額に対し、この問題が重大な影響を与えるという証拠を得られなかったために基準設定のアジェンダに加えなかったことを説明すること。これにより、市場関係者は、アジェンダ決定案へのコメントとして、その証拠を提供することが可能となる。

IFRS-IC 会議での議論の結果

20. IFRS-IC メンバーのほとんどは、第 1 のアプローチが望ましいとしつつも、実務で行われている方法は第 2 のアプローチであり、金融商品の当初認識時に利得又は損失を認識することを避けるための手法としても、これを排除することはできないとした。
21. アジェンダ決定案で 2 つの見解が示されることにより、実務のばらつきが拡大することを懸念する声が聞かれた。
22. IFRS-IC メンバーは、企業が第 1 のアプローチと第 2 のアプローチとの比較を財務諸表上で提供していないことから、スタッフがこれ以上調査しても、両者間に重大な影響があるかどうかを把握することは難しいだろうと考えた。
23. 議論の結果、スタッフ提案どおり、本論点をアジェンダとして取り上げないことが僅差で決定され、次の内容を含むアジェンダ決定案が公表されている（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 2 に記載している）。
 - (1) グループの取引価格と識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計額との間に差異がある場合には、取引価格を配分する前に、このような差異が本当に存在するのかどうかを評価するため、最初にそれらの個々の公正価値の算定に使用した手続きが見直される。
 - (2) その後に、IFRS 第 3 号第 2 項(b)の合理的な読み方として、第 1 のアプローチ又は第 2 のアプローチのうち、いずれかのアプローチが適用される。
 - (3) IFRS-IC は、これらの 2 つのアプローチを適用した結果が、企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれるという証拠を得なかったため、当該論点を基準設定のアジェンダに追加しないことを[決定した]。

今後の予定

24. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2017年8月21日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

III. 当委員会事務局による対応（案）

25. 当委員会は以下の分析を行い、IFRS-IC のアジェンダ決定案にコメント・レターを提出することを提案した。

26. 当委員会事務局は、2017年3月にIASB スタッフからの要望に基づき、我が国の関係者に対して実施したアウトリーチの結果、次のように認識している。

- (1) 本論点が重要な検討対象となるような取引はほとんどみられない。
- (2) 事例としては、第2のアプローチによるもののほか、不動産 SPC の持分等の取得取引において、差額の金額的重要性及び想定される発生要因を考慮した上で、差額をすべて不動産に配分するものがみられる。

27. 今回のアジェンダ決定案では、第1のアプローチと第2のアプローチの2つのアプローチが記載されている。この点に関し、次の点が議論になると考えられるがどうか。

- (1) 今回のアジェンダ決定案では、取引価格を配分する前に個々の公正価値の算定に使用した手続きを見直すことにより、通常は差額の金額が小さくなることを前提に、2つのアプローチのいずれを適用しても企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれる証拠がないとしている。

しかし、企業の報告する額に対し重要な影響を与えるかどうかは、企業規模や取得した資産グループに含まれる資産及び負債の内容によって異なることが考えられる。重要な影響が生じる可能性が排除されていないような状況にあっては、基準設定主体としては異なる2つのアプローチを示すのではなく、いずれか一方の原則的なアプローチを示すことが必要ではないか。

- (2) また、IFRS-IC 会議における議論の過程から、IFRS-IC が第2のアプローチを認める理由は、基準の解釈というよりも現状の実務における取扱いに配慮するという理由が大きいように見受けられる。現行の IFRS 基準の中で明確に解釈することができないアプローチを実務上の配慮を理由として認めることは、IFRS-IC の本来の役割を超えるものではないか。

- (3) 本資料の第 9 項に示されたアウトリーチの結果からは、実務において複数のアプローチがみられるとされている。このような場合に、規範性のないアジェンダ決定案において、その取り得る会計処理について、特定のアプローチに絞り込むことは有用とはいえないのではないか。
28. 本資料の第 10 項に示した IASB スタッフによる第 1 のアプローチについての考え方は次の点で同意できるものと考えられるがどうか。
- (1) IFRS 第 3 号の第 2 項(b)は資産グループの取引価格を公正価値に基づき配分すると述べているのみであり、配分された取引価格により測定するとはされていないこと
- (2) 第 1 のアプローチでは、取得したグループに含まれる個々の資産及び負債が金融商品等であるか否かにかかわらず、その公正価値の比率に基づいた取引価格が配分されることから、その資産及び負債の内容をより適切に示すことになると考えられること
29. 本資料の第 10 項で IASB スタッフが示しているように、第 1 のアプローチが採用されることにより個々の識別された資産及び負債に配分された取引価格と公正価値との差額が当初認識時に利得又は損失として処理される点は、他の IFRS 基準でも要求されていることであり、IFRS 第 3 号第 2 項(b)が適用される場合にどの基準を優先して適用すべきであるかという論点とは別の論点であると考えられる。差額の会計処理に関する懸念は、必要に応じて、別途、関連する基準の見直し等の方法によって検討されることが適切であると考えられるがどうか。
30. ただし、本資料の第 26 項(2)に示したように、我が国では、これまでの実務において第 1 のアプローチとは異なった処理が行われていることが確認されており、アジェンダ決定案によって第 1 のアプローチのみが示される場合には実務に影響を与えることも考えられることから、アジェンダ決定によるのではなく、今後の年次改善等のプロセスによって本論点を明確化し、発効日や移行規定を十分に議論すべきであると考えられるがどうか。

以 上